

## 学校法人九州学園役員報酬規程

### (趣旨)

第1条 学校法人九州学園の役員（以下「理事又は監事」をいう。）に対する報酬の支給については、この規程の定めるところによる。

### (報酬の額等)

第2条 理事のうち、理事長及び常務理事の報酬の額及び支給方法等については、学校法人九州学園教職員給与規則第3条別表第3等を準用し理事会の議を経て決定する。

第3条 理事長及び常務理事を除く理事及び監事の報酬の額は、その在任1年につき50万円とし、毎年度末にこれを支給する。ただし、学校法人九州学園寄付行為第6条第1項第1号及び第2号に該当する理事については、これを支給しない。

第4条 理事（理事長、常務理事及び前条ただし書きに規定する理事を除く。）及び監事のうち、年度の中途において辞任、死亡により退任又は就任した場合における報酬の額は、月割によって計算した額を支給する。

2 死亡による退任の場合における報酬は、法定第一順位の相続人に支給する。

第5条 前条第1項に規定する理事及び監事は、学校法人九州学園寄附行為第10条第1項第1号又は第3号の規定に該当し、解任された場合は、この規程に基づく報酬を支給しない。

### (規程の改正)

第6条 この規程の改正は、理事会の議を経なければならない。

### 附 則

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

2 学校法人九州学園非常勤役員報酬規程（昭和59年6月1日施行）は、廃止する。

### 附 則（令和2年1月24日）

この規程は、令和2年1月24日から施行する。